

別冊

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年4月19日)

〔件名〕

- 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に関する最近の動向  
(循環型社会推進課)・・・2

生活環境部

## 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に関する最近の動向

令和6年4月19日  
自然共生社会局循環型社会推進課

### 1 「淀江産業廃棄物管理型最終処分場」事業計画の変更に関する鳥取県環境管理事業センターの追加説明会の開催状況

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)が、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の防止、調整等に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、県に提出した事業計画変更届出書に係る変更内容等について、地元住民等を対象として任意で開催した追加説明会の概要等を報告する。

#### (1) 追加説明会の概要

##### ① 日程等

| 日時等                           | 対象者                          | 会場          | 参加者数 |
|-------------------------------|------------------------------|-------------|------|
| 3月19日(火) ※晴れ後曇<br>18:30~21:15 | ・条例の関係住民<br>・計画地近辺の事業に関心のある方 | 米子市淀江文化センター | 38名  |

※積雪のあった1月25日(木)に同会場で農業者等を対象として開催した説明会の参加者数:32名

##### ② 説明概要

センターが作成した資料により、事業計画の変更内容等を説明した(「地盤対策」「遮水工」「生活環境影響調査」等を中心に、詳細に説明)。

- ・事業計画の概要(目的、地域との協定等)、施設の概要
- ・安全安心な施設整備の概要(地下水の汚染防止対策、ゲリラ豪雨等にも配慮した水処理システム)
- ・計画の変更又は追加事項
- ・生活環境影響調査書のデータ更新

##### ③ 主な質疑等

| 質疑                    | センターの回答   |
|-----------------------|---|
| 電氣的漏えい検知システムの持続性について  | ・本システムの主目的は、埋立初期の遮水シートの健全性を確認することであり、埋立地全体に電極を張り巡らせる工事を行い、メンテナンスを行いながら機能を維持する。  |
| 工事中の周辺環境への影響について      | ・工事の進め方については、工事を発注し工程が固まってきた時点で、改めて住民の皆様へ説明する。その際に、騒音・振動などの影響ができる限り発生しないように検討した工事方法をお示しする。  |
| 地震による施設への影響について       | ・地震による液状化は、水を多く含んだ砂の地盤で起こるが、計画地は粘性土の地盤であるため、液状化現象が生じることはないと考えている。<br>・地震により遮水シートが破れることはないと考えており、東日本大震災でも処分場の遮水シートの破れや、周辺への悪影響についての情報はない。また、計画地には活断層があるとの報告もなく、地面が隆起するような土地ではないと考えている。 |
| 水源地の上流への処分場設置について     | ・県の地下水等調査が行われており、計画地の地下水は福井水源地に向かっていないとの結果が出ている。また、処分場から浸出水が漏れないように万全の体制をとっている。   |
| 遮水工(ベントナイト混合土)の配合について | ・所定の透水係数となるように、ベントナイトと真砂土を混合する。混合する土の品質を均一化するため、購入した真砂土の使用を想定している。  |
| 非常用自家発電装置の持続時間について    | ・まずは24時間稼働できる燃料のタンク容量を確保して、その後は燃料の追加で対応することとしている。計画地では長期間の停電実績はなく、少なくとも1日発電できれば次の対応ができるため、24時間としている。  |

#### (2) センターの今後の住民対応

- ・説明会対象者からの質問に対する回答について、センターのホームページに近日中に掲載予定。
- ・事業計画の変更内容に関する質問があれば、引き続き丁寧に対応する意向。

## 2 鳥取県環境管理事業センターへの補助金支出に係る住民訴訟の控訴審判決

4月17日に、センターへの県の公金支出は不当とした住民訴訟に対する広島高等裁判所松江支部の控訴審判決が出たので、その概要を報告する。

### (1) 提訴の概要

- ① 控訴人 山根一典氏ほか9名
- ② 被控訴人 鳥取県知事
- ③ 控訴日 令和5年11月6日
- ④ 控訴の趣旨

- ・原判決（鳥取地裁令和5年10月27日判決）を取り消すこと。
- ・被控訴人はセンターに対し、金275万円及び利息を請求すること。

### (2) 判決

- ・本件各控訴をいずれも棄却する。
- ・訴訟費用は控訴人らの負担とする。

### (3) 控訴人らの主張と裁判所の判断

| 控訴人らの主張   | 裁判所の判断（要旨）  |
|---|---|
| 県がセンターに対して淀江産業廃棄物管理型最終処分場に関するものとして周辺整備計画策定準備事業に係る補助金を交付しているが、本件支出は違法であり、センターの不法行為又は不当利得を構成する。   | 原判決（原告らの請求を棄却）の裁判所の判断（一部補正）のとおり。<br>※結論は変わらず  |
| 控訴審における控訴人らの補充主張  |   |
| 周知対象図（※自治会範囲を示すためセンターが作成）は、100倍希釈地点を自治会（※控訴人らが補助金の対象外と主張）のエリアとするが、その地名は、地籍図によれば別の地名となっているから、センターが意図的に書き換え、当該自治会の区域と主張しているに過ぎない。                     | 同地籍図には、当該自治会の構成員が居住する場所は記載されていないから、同地籍図によって、100倍希釈地点までの区域内に当該自治会の構成員が居住する場所の一部が存在することは何ら否定されない。<br>また、センターが周知対象図を意図的に書き換えたという事実も認められない。                   |
| 産業廃棄物処理施設の設置の促進を図ることを目的として処理施設周辺整備事業交付金の交付を定めているのは促進条例であり、センターも促進条例に基づいて地域振興事業（周辺整備事業）の取組みを進めていく旨表明し、環境影響調査等を実際に進めてきていることからすれば、本件支出は、促進条例に基づくものである。 | 促進条例に基づく交付金は、指定施設として指定された産業廃棄物処理施設を設置する者が周辺整備計画に定める事業を実施するのに要する経費に対して交付されるもの。センターは指定施設としての指定はされていないので、促進条例に基づいて支給されたとは考え難い。本件補助金は、促進条例を支給根拠としていないというほかない。 |
|   | その余の控訴人らの主張についても、採用できない。  |